

偏見と差別をなくし、部落差別（同和問題）を解決しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第 6 条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

部落差別（同和問題）とは、日本固有の重大な人権問題

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきた問題と差別意識のことです。



差別解消へ

部落差別（同和問題）の解決には、国民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しく理解し、自らの意識をみつめ直すことが必要です。

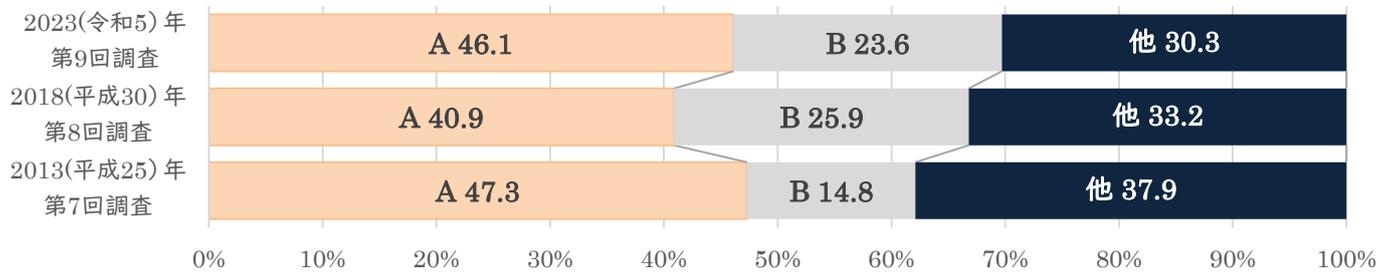
これからを生きる子らのためにも「歴史的過程で形作られた身分差別」を正しく知り、「偏見」と「差別」、人をさげすむような考え方を解消していくのは、今を生きるあなたと私

	身分制度が強められ、差別意識が強まる
江戸時代	豊臣秀吉によって定められた、農民が一揆をすることを防ぎ、武士が支配を安定させるための身分制度は、江戸時代にさらに強められ、親から子へ受け継がれる身分となって、住居や職業を制限し、服装なども規制されるようになりました。 江戸時代の半ばから幕府や藩の財政が困窮すると、民衆（百姓や町人）の不満をそらすため、えた身分・ひにん身分への差別政策を強めました。その結果、この人々に対する差別意識は強くなっていきました。
	身分制度は廃止されるが、貧困と差別意識の悪循環がおこる
明治時代	明治時代になり、政府は天皇の下に国民を一つにまとめようと、皇族以外は全て平等であるとし、住居の移転や職業の選択、結婚の自由を認めました。1871（明治 4）年には、これまでえた身分やひにん身分として差別された人々に関して、呼び名を廃止し、身分や職業も平民と同じとする「解放令」が出されました。 しかし、差別を解消する政策が講じられなかったため、差別意識は引き継がれました。そのうえ、職業が自由化される中で、仕事を失い、貧困と差別意識の悪循環がおこりました。
	被差別部落の人自身による解放をめざす水平社「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」
大正時代	部落差別に苦しむ被差別部落の人々は、政府にたよらず、自力で差別からの解放をめざす部落解放運動を進めました。1922（大正 11）年に、京都で「全国水平社」が結成され、貧困と差別意識の悪循環を解消するための運動は全国に広がっていきました。しかし、戦争によりその運動は自然消滅的になくなっていきました。
	同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である
昭和時代	1965（昭和 40）年に同和对策審議会の答申 「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」
	実態的差別の解消と心理的差別の払拭を
	1969（昭和 44）年の同和对策特別措置法制定以降、政府は部落差別解消のための様々な法律を制定し、国や地方公共団体は各種の特別対策を講じてきました。
	劣悪な環境等の実態的差別は大きく改善 → 2002（平成 14）年 33 年間の特別措置法 終了
平成 〜 現在	◎ 人権教育・啓発の取組により、心理的差別も解消が進んできています。 ▼ 結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案がなくなったわけではありません。 ▼ インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が今もなお発生しています。
	2016（平成 28）年 12 月「部落差別解消法」が制定・施行
	引き続きこれらの問題（▼）の早期解決に向けての取組を進めていくことが重要です。

「部落差別(同和問題)」について、あなたはどのように考えていますか。

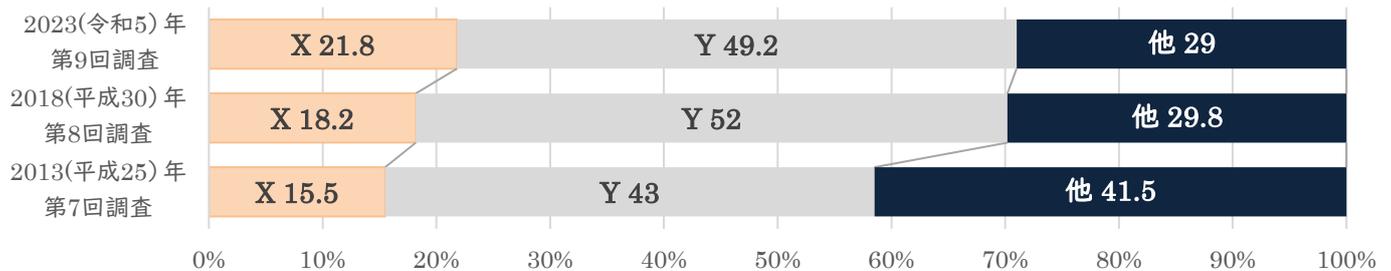
A	部落差別(同和問題)解決のために、私たち一人ひとりが、正しく学び、理解を深める努力をする
B	部落差別(同和問題)解決のために、国・県・市が教育及び啓発をすすめる

市民意識調査結果にみる「部落差別(同和問題)解決の方策」

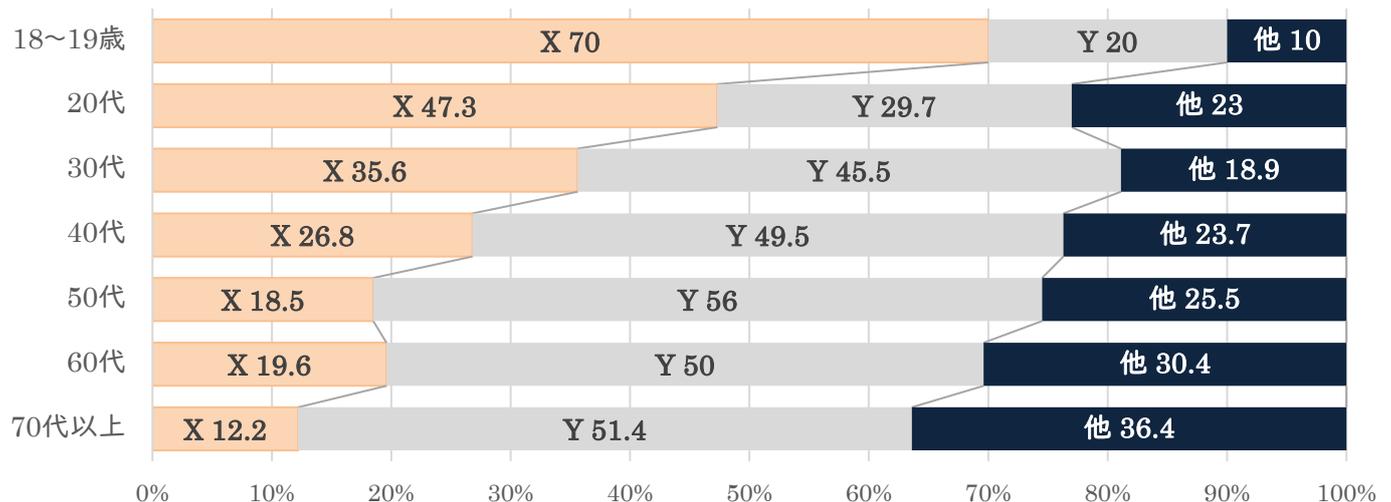


X	何も気にすることではないので、結婚に賛成する
Y	少しは気になるが、結婚は当人同士の合意が尊重されるべきなので、本人の意思にまかせる

市民意識調査結果にみる「結婚観」



第9回 市民意識調査結果「結婚観」年代別回答



Q. なぜこの問題に取り組む必要があるのか。

A. この問題によって、傷つき、傷つけられる人が今も(県外も含めて)存在するため。

(知らないことで傷つく場合や知らないことで人を傷つける場合があります。)

どんな問題も、黙っていてなくなるのであれば、今、世界に“生きづらい人”はいないことになります。

また、問題として存在していることを認識することで、ずいぶんと対応が変わります。

目の前の人、あなたが会おう人、これから生まれる子が、出生地や育った地域で

いわれのない偏見や差別を受けることがない社会になるまで取り組み続ける必要があります。



岐阜市人権啓発シンボルマーク

「あったかハートちゃん」